

テーマ：長時間労働の医師に対する面接指導

Question

長時間労働の医師に対して、面接をするようになるという話を伺いました。これはなぜですか。

Answer

医師について、令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制の適用が開始されることに伴い、医療法も改正され、医療機関の管理者に、長時間労働の医師に対する面接指導等の健康確保のための措置が義務付けられました。

勤務医は時間外労働・休日労働の上限が原則年960時間・月100時間未満となりますが、地域医療の観点から必須とされる機能を果たすためにやむなく時間外労働の上限を超えて働かざるを得ない場合、医師の健康と医療の質や安全を確保するために、長時間労働の医師一人ひとりの健康状態を確認し、必要に応じて就業上の措置を講じることを目的に面接指導を行います。

Question

面接指導の担当は、どのような医師がしたらよいのでしょうか。

Answer

面接指導の担当は、その医療機関の管理者の方が「面接指導実施医師」の選任を行います。そして、管理者は面接指導実施医師とともに、面接指導の対象となる医師を抽出し、面接指導実施医師に必要な情報の提供を行うとともに、面接後の報告・意見を踏まえ、必要に応じて、就業上の措置を講じていかななくてはなりません。

面接指導実施医師は、長時間労働の面接指導について、必要な知見に係る講習を受講して従事し、必要に応じて、産業医と連携することが望ましいとされています。

なお、産業医が面接指導実施医師を担うことも可能です。



Question

長時間労働の医師に対する面接のフローはどういったものになりますか。

Answer

フローは以下のとおりです。＜Step 1＞事前確認と面接指導の実施時期：面接指導実施医師を抽出し、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等により睡眠及び疲労の状況の事前確認。面接実施日程を決定する。＜Step 2＞面接指導：面接指導実施医師により、①勤務の実態、②睡眠確保の状況、③疲労の蓄積の状況、④心身の状況 等について確認。＜Step 3＞報告書・意見書の作成 ＜Step 4＞長時間労働の医師に対し、必要に応じて就業上の措置や職場環境の改善を行う。

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします（秘密厳守）。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒



勤務環境かいぜんサポートナビ